

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 一

条例

○埼玉県税条例の一部を改正する

条例 (税務課) 一

本号で公布された
条例のあらまし

三 施行期日

平成二十年四月一日

埼玉県税条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第三十五号(税務課))
一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、自動車
取得税について、免税点に係る特例措
置及び環境負荷の小さい自動車の取得
に係る特例措置の適用期限の延長を行
う。

二 内容

(一) 自動車取得税

ア 免税点の特例措置の適用期限を

二箇月延長する。

イ 低燃費車特例について、特例措
置の適用期限を二箇月延長する。

ウ 環境性能に優れた大型ディーゼ
ル自動車に係る税率の特例措置に
ついて、適用期限を二箇月延長す
る。

条例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正す
る。

附則第十九条第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第二十一条の規
定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇―(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm